

食の安全・安心確保基盤整備推進対策(新規)

1. 趣 旨

- (1) BSE問題などを契機とし、国民の食の安全・安心に対する関心が高まりを見せている。農林水産省においても、消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給を実現し、「安心」と「信頼」を確保するための施策を強化している。
- (2) 安全・安心な食料を消費者の多様な食生活のニーズに合わせて供給するためには、生産者の地域ぐるみの取組が重要である。その際、「水」や「農地」といった生産基盤は、取組を実施する際の基礎的な条件として重要となる。また、かんがい用水を利用した土壌消毒など、基盤整備を活用した安全・安心な農産物生産への自主的な取組の萌芽も見られる。
- (3) このため、食の安全・安心を確保するための新技術を積極的に導入し、その効果の検証を通じて新技術の活用と普及を図ることにより、食の安全安心に配慮した基盤整備を推進する。

2. 事業内容

新技術に関する実証圃の設置・検証、モデル地区に対する技術的な支援、安全・安心を推進する基盤整備にかかる情報の収集提供、廃棄物の効率的な処理に係る支援を実施。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：民間団体、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等
- (2) 採 択 要 件：モデル地区において食の安全・安心に向けた取組（適正農業規範の導入等）への合意形成が図られていること。
- (3) 補 助 率：1／2（廃棄物の効率的な処理に係る支援）、定額（左記以外）
- (4) 事業実施期間：平成19年度～平成21年度

4. 平成19年度概算決定額

70,000(0)千円
関連整備 600,000(0)千円

(関連整備は畑地帯総合整備事業 35,032,670(37,590,000千円)の内数)

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】